

まちづくりルールの方針を支援できます

～まちづくりのための新たな協定期制が創設されました～

国土交通省まちづくり推進課

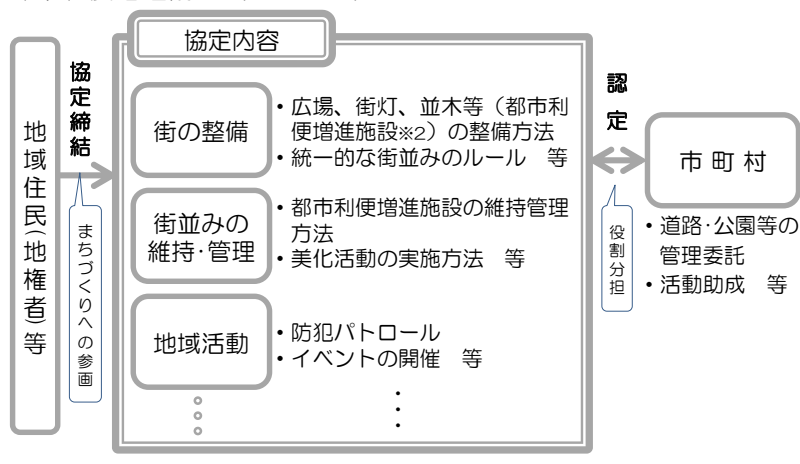
○都市利便増進協定期とは

都市利便増進協定期とは、都市再生特別措置法に基づき、地域のまちづくりのルールを地域住民が自主的に定めるための協定期制で、地域のエリアマネジメントを継続的に取り組む際に活用することが期待されます。

地域住民(地権者等)同士※1が締結したものを市町村が認定することにより、良好な居住環境の確保や地域の活性化等、地域主体の公的な取組を促進するとともに、市町村と適切に役割分担を図りながら、まちづくりを促進することが可能となります。

★平成23年度に都市再生特別措置法が改正され、地域住民による自主的なまちづくりを促進・支援するための新たな協定期制である都市利便増進協定期制が創設されました。

都市利便増進協定期 (イメージ)



良好な居住環境の確保、地域の活性化

○特徴とメリット

都市利便増進協定期を締結することにより、都市再生特別措置法に基づく公的な協定期(ルール)の下、地域住民による自主的なまちづくり(エリアマネジメント)が推進されます。

① まちづくりのソフト的な取組を推進

都市利便増進施設の整備や設置に関するルールのみならず、管理に関するルールを協定期事項として定めることができます。地域住民が共同で利用する地域の広場・緑地の清掃・利用に関するルールやイベントなどを組込むことで、より地域に密着したまちづくりに関する協定期が締結できます。

② 民間まちづくり活動促進事業による支援(H24新規)

都市再生推進法人や地域住民等による都市利便増進協定期の協定期に基づく社会実験・実証事業等に対して支援しています。

③ 地域住民の相当数の参加で協定期が締結可能

従来の法定の協定期(建築基準法に基づく建築協定期、景観法に基づく景観協定期等)は、地域の地権者等の全員参加が条件でしたが、都市利便増進協定期は、全員の参加を要件としておらず、地域の相当数の参加で締結が可能のため、より柔軟に協定期が締結できます。

④ 都市再生特別措置法に基づく市町村長の認定

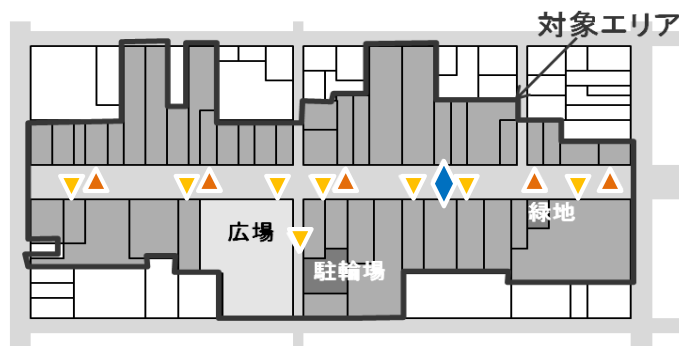
都市再生特別法に基づいて、市町村長は地域の自主的な協定期を認定することができます。市町村からの認定により、協定期の実効性がより担保されるとともに、市町村や国からの支援(情報の提供や助言)が受けやすくなります。また、市町村にとっても、法律に基づく認定であることから、市町村において条例や要綱等を新たに定めることなく、地域住民の自主的なまちづくりを支援しやすくなります。



広場・緑地



ベンチ



広告板



街灯



イベントの開催

都市利便増進協定期の区域と都市利便施設のイメージ

※1 土地所有者としての自治体や道路管理者も協定期を締結することが可能です。

※2 都市利便増進施設 都市再生法施行規則第12条の2に規定する施設で、道路、公園、噴水、食事施設、広告塔等の施設。

○都市利便増進協定締結の手続き

都市利便増進協定の締結にあたっての主な手続きは、以下の通りです。

①地域住民による都市利便増進協定の素案づくり

都市利便増進協定を締結しようとする地域において、地域住民（必要に応じて都市再生推進法人も参加）により、協定のエリアや協定事項について素案づくりを行います。



②市町村による都市再生整備計画の作成又は変更

都市利便増進協定の締結にあたっては、都市再生整備計画の区域内であることと、都市再生整備計画に都市利便増進協定の基本的事項（協定区域や対象施設等の協定事項のうち基礎的事項）を記載することが必要です（都市再生法第46条13項）。

このため、都市再生整備計画が作成されていない場合は、都市再生整備計画の新規作成を、また、都市再生整備計画が既にある場合は、都市再生整備計画の変更が必須となり、協定の締結にあたっては、事前に市町村との綿密な連携・協議が必要となります。



③地域住民による都市利便増進協定の作成と締結

地域住民（必要に応じて都市再生推進法人も参加）の相当数の同意のもと、都市利便増進協定を作成し、締結します。

都市利便増進協定には以下の事項を定めます（都市再生法第74条）。

- (1) 協定の目的となる都市利便増進施設の種類及び位置
- (2) 都市利便増進施設の整備や管理の方法
- (3) 都市利便増進施設の整備や管理の費用負担の方法
- (4) 協定の変更や廃止に関する手続き
- (5) 協定の有効期間
- (6) その他必要な事項



④市町村による都市利便増進協定の認定

協定を締結した地域住民（必要に応じて都市再生推進法人も参加）により市町村長に対して認定の申請を行います。

認定の申請を受けた市町村長は、申請があった協定が以下の基準に適合する場合には、協定の認定をすることができます（都市再生法第75条）。

- (1) 地域住民（地権者）の相当数が参加していること
- (2) 協定の内容が適切であり、都市再生整備計画に記載された事項に適合していること
- (3) 協定の内容が法令に違反するものでないこと

○都市利便増進協定の変更や取り消し

協定の変更にあたっては、市町村長の認定が必要です。

また、協定の内容が、④の認定基準に適合しなくなった場合や、都市利便増進施設の整備又は管理が協定に基づき行われていない場合は、市町村長は協定の認定を取り消すことも可能です。

◇相談窓口◇

国土交通省 都市局 まちづくり推進課 官民連携推進室 電話：03-5253-8407

国土交通省ウェブサイト http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_machi_tk_000047.html